

平成20年3月14日
国土交通省
総合政策局建設業課

浄化槽法施行令の一部を改正する政令について

1. 改正の内容

浄化槽設備士試験を受けようとする者が指定試験機関に納付しなければならない手数料の額については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第50条の規定に基づき、同法施行令（平成13年政令第310号）において定められているところ。

今般、同法施行令第3条第1項第4号に定める浄化槽設備士試験の受験手数料の額を 17,800円 から 23,600円 に変更するもの。

2. 施行期日等

公布・施行：平成20年3月14日（金）